

○各種学校規程施行内規

(昭和 32 年 7 月 20 日告示第 388 号)

私立各種学校規程施行内規を次のように定め、昭和 32 年 7 月 20 日から施行する。

各種学校規程施行内規

1 趣旨

各種学校規程(以下「規程」という。)の施行に関し必要な細目は、この内規の定めるところによる。

2 各種学校の範囲

各種学校は、一定の教育目的の下に、一定の教育計画に従い、反覆継続して行うものとする。

3 各種学校の教科

各種学校の教科は、知識、技術又は技能に関するものとし、併せて一般的教養に関するものを含むものとする。

4 修業期間

規程第 3 条ただし書の規定により修業期間を 3 月以上 1 年未満とすることができる課程は、珠算、タイプライティング等の課程をいう。

5 授業時数

規程第 4 条の規定により修業期間が 1 年未満の課程における授業時数は、おおむね次のとおりとする。

18 時間×3 5 週×修業月数

6 生徒数

規程第 5 条第 2 項ただし書の規定により同時に授業を行う生徒数について例外の認められる場合は、当該各種学校の課程の内容が講義を主とするものである場合をいう。

7 入学資格の明示

規程第 6 条の規定による入学資格とは、学校教育法第 1 条の学校又は同法第 134 条第 1 項の学校の卒業若しくは修了程度又は年令等をいい、適当な方法によって明示するとは、学則に記載し又は公告、掲示等によって行うことをいう。

8 校長

規程第 7 条の規定による教育、学術又は文化に関する職又は業務に従事した者とは、次の各号に掲げる職又は業務の 1 又は 2 以上に通算して 5 年以上従事した者をいう。

ア 学校教育法第 1 条又は同法第 134 条第 1 項に規定する学校の長の職

- イ 前号に掲げる学校の教員の職
- ウ 学校教育法第 1 条の学校の事務職員の職
- エ 行政機関における教育、学術又は文化に関する業務
- オ 議会の文教関係委員の職
- カ 民間の文化団体等の役員又は職員の職
- キ 更生保護事業等の業務

9 教員

規程第 8 条第 1 項の規定による課程及び生徒数に応ずる必要な教員の数は、特殊な教科を除き、生徒数 40 人をこえるごとに 1 人を増加するものとし、教員の半数以上は専任とする。

(2) 規程第 8 条第 2 項の規定によるその担当する教科に関して専門的な知識、技術、技能等を有する者とは、特殊な教科を担当する者を除き、次の各号に掲げる者をいう。

- ア 教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)による免許状を有する者
- イ 旧制中等学校、又は新制高等学校以上の卒業者(特別の事由があると認められる場合にあつては、当分の間、これらと同等の学力を有する者で、その教科について、相当の学識経験を有すると認められる者)

10 位置及び施設、設備

規程第 9 条第 2 項に規定する校地、校舎、教具その他の施設、設備については、原則として、自己所有でなければならない。ただし、特別の事由があり、かつ、教育上支障がないことが確実と認められる場合には、その一部に限り自己所有であることを要しない。

(2) 前項の規定にかかわらずその施設又は設備が設置者の配偶者の所有に係る場合等で、教育上支障がないことが確実と認められる場合には自己所有であることを要しない。

11 規程第 10 条第 1 項の規定により生徒数の増加に応じ、教育上支障のない限度で減ずることができる場合とは、講義を主とする課程で、生徒数が相当多い場合をいう。

(2) 教室の面積は、その他の施設の面積の 1 倍半以上でなければならない。

(3) 規程第 10 条第 4 項の規定による特別の事由があり、かつ、教育上支障のない場合とは、校舎の新築、改築の場合等をいう。

(4) 前項の場合において、他の学校等の施設を使用する限度は、おおむね 100 分の 20 とする。

(5) 規程第 11 条第 3 項の規定による適当な照明設備とは、黒板面及び机上面において 50 ルツクス以上の照度を有するものをいう。

12 名称

規程第 12 条の規定による各種学校として適当であるとともに、課程にふさわしい名称とは、学校教育法第 1 条に規定する学校又は研究機関若しくは私塾等に類似する名称でないものをいう。

13 標示

規程第 13 条の規定による標示は、「熊本県知事認可」の様式によるものとする。

14 各種学校の経営

規程第 14 条第 2 項の規定による教育に関する識見を有し、かつ、各種学校を経営するにふさわしい者とは、学校を管理することが適当と認められ、学校教育法第 9 条各号の一に該当しない者で、かつ、経営上支障のない程度の資産を有する者をいう。